

# 地方法人特別税（国税）

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率引下げと併せて地方法人特別税が創設されました。  
 地方法人特別税の収入額は地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数に基づき各都道府県に対し譲与されます。（平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。）  
 なお、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については、特別法人事業税が適用されます。

## 【納める人】

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務がある法人

## 【納める額】

$$\boxed{\text{(基準法人所得割額又は基準法人収入割額)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※ 地方法人特別税の課税標準となる所得割額・収入割額は、課税免除、不均一課税等の適用前のものです。

法人の種類				法人事業税の課税	地方法人特別税の課税標準	適用税率(%)					
						事業年度の開始日					
								平成26年 9月30日 以前	平成26年 10月1日 以後	平成27年 4月1日 以後	平成28年 4月1日 以後
収入割が課税されない法人	普通法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円超	外形標準課税対象	所得割	○	148	67.4	93.5	414.2		
				付加価値割	×						
				資本割	×						
		資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下	外形標準課税対象外	所得割	○	81	43.2				
		特別法人、投資法人、特定目的会社等									
収入割が課税される法人	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	-		収入割	○	81	43.2				

## 【申告と納税】

法人事業税の申告と併せて県に申告し、納付します。

# 特別法人事業税（国税）

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、これまで暫定措置だった地方法人特別税を廃止し、法人事業税の税率引下げと併せて特別法人事業税が創設されました。  
 特別法人事業税の収入額は特別法人事業譲与税として、人口に基づき各都道府県に対し譲与されます。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。）

## 【納める人】

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務がある法人

## 【納める額】

$$\boxed{\text{(基準法人所得割額又は基準法人収入割額)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※ 特別法人事業税の課税標準となる所得割額・収入割額は、課税免除、不均一課税等の適用前のものです。

法人と事業の種類				法人事業税の課税	特別法人事業税の課税標準	適用税率(%)			
						事業年度の開始日			
							令和元年 10月1日以後	令和2年 4月1日以後	令和4年 4月1日以後
さ ら な 割 い が 法 人 課 税	普通法人	資本金又は出資金の額が1億円超 (投資法人及び特定目的会社を除く)	上記以外	所得割	○	260.0			
				付加価値割	×				
				資本割	×				
				所得割	○	37.0			
				特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)	○	34.5			
さ ら る 法 人 課 税	電気供給業のうち 発電事業、小売事業、 特定卸供給事業	資本金又は出資金の額が1億円超 (投資法人及び特定目的会社を除く)	上記以外	付加価値割	×	30.0	40.0		
				資本割	×				
				収入割	○				
				所得割	×				
				収入割	○				
				電気供給業(上記を除く)、保険業、貿易保険業、 ガス供給業のうち導管ガス供給業	○	30.0			
				ガス供給業のうち特定ガス供給業	付加価値割	×	30.0		
			資本割		×				
			収入割		○	62.5			

※ 収入割が課税されない法人は所得割額、収入割が課税される法人は収入割額により、特別法人事業税額を計算します。

## 【申告と納税】

法人事業税の申告と併せて県に申告し、納付します。